

後期高齢者医療制度について

■保険証（被保険者証）を更新します

7月31日までは **うすい青色** → 8月1日からは **うすい緑色**

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、八百津町に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。現在の保険証の有効期限は平成24年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は、現在のうすい青色からうすい緑色に変更になります。

■平成24年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成24年度の保険料は平成23年中の所得を基に個人単位で計算されます。5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成24年度の保険料 限度額 55万円（年額） 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者1人当たり 40,670円	+	所得割額 被保険者の所得* × 所得割率 7.83%
※所得 = 総所得金額等 - 33万円（基礎控除額）				

■平成24年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成23年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）
8.5割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額）+24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下の世帯
2割軽減	「33万円（基礎控除額）+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の方のみ適用）を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。



③被用者保険*の被扶養者であった方

被用者保険*の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

*被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。）

■保険料のお支払いが難しいとき

役場町民課では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

■保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は町民課医療年金係にお問い合わせください。